第３部

朝霞市の男女平等推進体制

男女平等推進体制

1 男女平等推進審議会

男女平等推進審議会は、男女平等推進条例第24条により設置されており、男女平等を推進する上で必要な事項を審議します。具体的には、男女平等に関する行動計画策定に当たっての審議や男女平等の推進に関する市の事業等の評価、男女平等に関する施策の実施状況等について公表される報告書の内容等について審議します。審議会は、男女平等の推進に関する活動を行っている者、関係行政機関の職員、知識経験者、公募による市民の委員13人以内をもって組織されます。

【会議の開催状況】

第１回　平成25年５月28日（火）
　　・平成24年度事業報告及び平成25年度事業予定について
第２回　平成25年８月７日（水）
　　・委嘱状交付式
　　・正副会長の選出について
第３回　平成25年10月25日（金）
　　・平成25年度版年次報告書（案）について
第４回　平成25年11月22日（金）
　　・朝霞市男女平等推進行動計画後期基本計画実施計画
　　（平成25年度～平成27年度）（案）について

朝霞市男女平等推進審議会委員名簿

※任期：平成25年７月15日～平成27年７月14日（２年間）

選出区分	氏　名	職　名	所　属　等
男女平等の推進に関する活動を行っている者	川野紀代美	会　長	支援団体主宰
関係行政機関の職員	鴨下　修一		埼玉県朝霞警察署 H25.9.30まで
	渡部久一郎		〃　H25.10.1から
	植竹　真弓		埼玉県朝霞保健所
知識経験者	矢口　悦子		東洋大学文学部教授
	橋本　一男		民生委員児童委員
	栗山　　昇	副会長	人権擁護委員
	鈴木　泰代		教育委員
	神保　明美		朝霞市商工会
	久慈須美子		女性起業家
公募委員	吉良　隆夫		公募
	河野理恵子		公募
	小暮眞一郎		公募

2 男女平等推進庁内連絡会議

男女平等推進庁内連絡会議は、男女平等推進庁内連絡会議設置要綱により、男女平等推進施策について関係部課相互の連絡調整を行い、総合的かつ効果的な施策を推進するため設置されています。委員は、下記表に掲げる課の、主に課長級、課長補佐級の職員で組織されます。

市長公室	政策企画課、市政情報課
総務部	人権庶務課、職員課
市民環境部	地域づくり支援課、産業振興課
福祉部	福祉課、こども未来課
健康づくり部	長寿はつらつ課、健康づくり課
都市建設部	まちづくり推進課
水道部	水道経営課
教育委員会	教育指導課、生涯学習・スポーツ課

【会議の開催状況】

第１回　平成25年５月21日（火）
・副委員長について
・平成24年度事業報告及び平成25年度事業予定について

第２回　平成25年10月11日（金）
・平成25年度版年次報告書（案）について

第３回　平成25年11月12日（火）
・朝霞市男女平等推進行動計画後期基本計画実施計画
（平成25年度～平成27年度）（案）について

【幹事会の開催状況】

幹事会は、男女平等推進庁内連絡会議の中に位置し、男女平等推進に関する具体的事項を調査、研究するプロジェクトチームとして設置されています。幹事は、公室及び部の職員とし、総務部、福祉部、健康づくり部から１人、その他の公室及び部から２人ずつ選出され、主に係長級、主任級の職員で組織されます。

第１回　平成25年11月５日（火）
・リーダー及びサブリーダーの選出について
・朝霞市男女平等推進行動計画後期基本計画実施計画
（平成25年度～平成27年度）（案）について

3 庁内ＤＶ相談及び女性総合相談連絡調整会

庁内ＤＶ相談及び女性総合相談連絡調整会は、朝霞市庁内ＤＶ相談及び女性総合相談連絡調整会設置要綱により、ＤＶ（配偶者等からの暴力をいう。）を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を推進するためと女性総合相談事業における庁内関係各課所の連絡・連携体制の緊密化を図り、相談者の抱える問題に配慮しつつ、相談事業の円滑な運営を行うために設置されています。委員は、下記表に掲げる課の担当係職員と相談員で組織されます。

市民環境部	地域づくり支援課　市民生活・相談係
	総合窓口課　総合窓口係
福祉部	福祉課　生活援護第１、第２係
	こども未来課　こども相談係
健康づくり部	長寿はつらつ課　高齢者支援係
	健康づくり課　保健係
	保険年金課　国民健康保険係
学校教育部	教育管理課　学務係
総務部	人権庶務課（事務局）　男女平等推進係

【会議の開催状況】

第１回　平成25年10月15日（火）

・研修（あさか女と男セミナー）

第２回　平成26年２月12日（水）

・個人情報の保護について

・相談業務における各課との連携強化について

4 ＤＶ対策関係機関ネットワーク会議

ＤＶ対策関係機関ネットワーク会議は、朝霞市ＤＶ対策関係機関ネットワーク会議設置要綱により、ＤＶの防止並びにその被害者の保護及び自立支援に関する対策について、関係する機関が連携し、総合的に推進するために設置されています。委員は、下記表に掲げる機関に属するもので構成されます。

関係機関
埼玉県朝霞警察署
埼玉県朝霞保健所
一般社団法人朝霞地区医師会
埼玉県婦人相談センター
埼玉県所沢児童相談所

【会議の開催状況】

第１回　平成26年１月16日（木）

・本ネットワーク会議の目的について

・埼玉県のＤＶ被害者支援の現状について

・朝霞市のＤＶ被害者支援の現状について

平成26年度版 男女平等推進 年次報告書
（平成25年度事業実績）

平成26年12月

編集・発行　朝霞市　　女性センターそれいゆぷらざ

〒351-0016 埼玉県朝霞市青葉台 1-7-1
ＴＥＬ　０４８－４６３－２６９７
ＦＡＸ　０４８－４６３－０５２４